

保育の受け皿を拡大するとともに、それ  
を支える保育人材の確保を図ること  
(施策番号Ⅶ－1－1)

添付資料

## 保育園等整備交付金

### 【趣旨】

市町村が策定する整備計画等に基づき、保育園、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備事業及び保育園等の防音壁設置の実施に要する経費に充てるため、市町村に交付金を交付する。

また、子育て安心プランに基づき、意欲のある自治体の取組を強力に支援するため、補助率を嵩上げ（1/2→2/3）して、保育園等の整備を推進する。

### 【対象事業】

- ・ 保育園緊急整備事業
- ・ 認定こども園整備事業（幼稚園型）
- ・ 小規模保育整備事業
- ・ 防音壁設置事業
- ・ 防犯対策強化整備事業

【実施主体】 市町村（特別区含む。）

【設置主体】 社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等  
（公立施設を除く）

【補助割合】 1 / 2 （子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は2 / 3）

# 延長保育事業について

## 1. 概要

市町村の認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において保育所等で引き続き保育を実施する事業。

- |   |         |                                   |
|---|---------|-----------------------------------|
| 〔 | ・標準時間認定 | 11時間の開所時間を超えて保育を実施。               |
|   | ・短時間認定  | 各事業所が設定した短時間認定児の処遇を行う時間を超えて保育を実施。 |
| 〕 |         |                                   |

## 2. 実施方法

- (1) 実施場所 都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所等。
- (2) 対象児童 子ども・子育て支援法第19条第1項第2号又は第3号の支給要件を満たし、同法第20条第1項により市町村の認定を受け、保育所等を利用する児童。

## 3. 実施主体

市区町村（市区町村が認めた者へ委託等も可）

## 4. 実施要件

- ・対象児童の年齢及び人数に応じて保育士等を配置
- ・各延長時間帯毎に定める一定の利用人数（日数）を満たしていること
- ・訪問型の利用にあたっては、利用者と市町村と協議の上、利用の決定を行うこと

- 事業実績（平成29年3月31日時点）：25,087か所、1,013,200人（年間実利用児童数）
- 負担割合：国 1／3、都道府県 1／3、市区町村 1／3

# 病児保育事業の概要

内閣府所管 年金特別会計 子ども・子育て支援交付金  
補助率：国1/3（都道府県1/3、市町村1/3）  
根拠法：児童福祉法第6条の3第13項

## 1. 事業概要

### 病児・病後児対応型

**地域の病児・病後児**について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する

### 体調不良児対応型

**保育中の体調不良児**を一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する

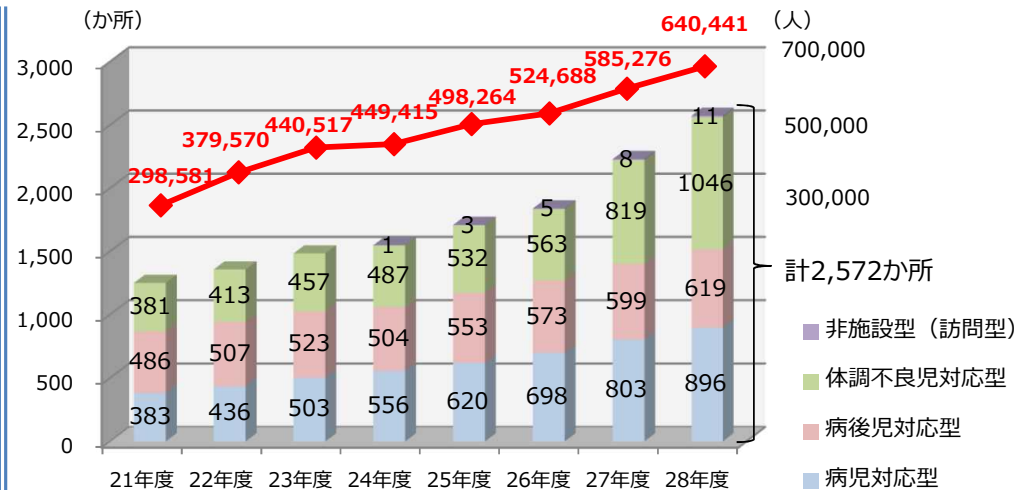
### 非施設型（訪問型）

地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の**自宅へ訪問**し、一時的に保育する  
※平成23年度から実施

### 送迎対応

保育所等において、保育中に「体調不良」となった児童を送迎し、病院・診療所等に付された専用スペース等で一時的に保育する

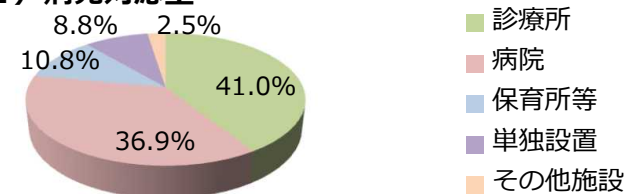
## 2. 実施か所数及び延べ利用児童数



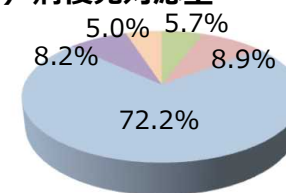
※延べ利用児童数は、「病児対応型」及び「病後児対応型」の合計

## 3. 実施場所

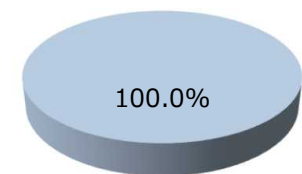
### (1) 病児対応型



### (2) 病後児対応型



### (3) 体調不良児対応型



※平成28年度実績報告ベース  
※端数処理の関係から合計は100%にならない場合がある



# 病児保育事業

## 1. 事業概要

### (1) 病児対応型・病後児対応型

地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業。

### (2) 体調不良児対応型

保育中の体調不良児について、一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業。

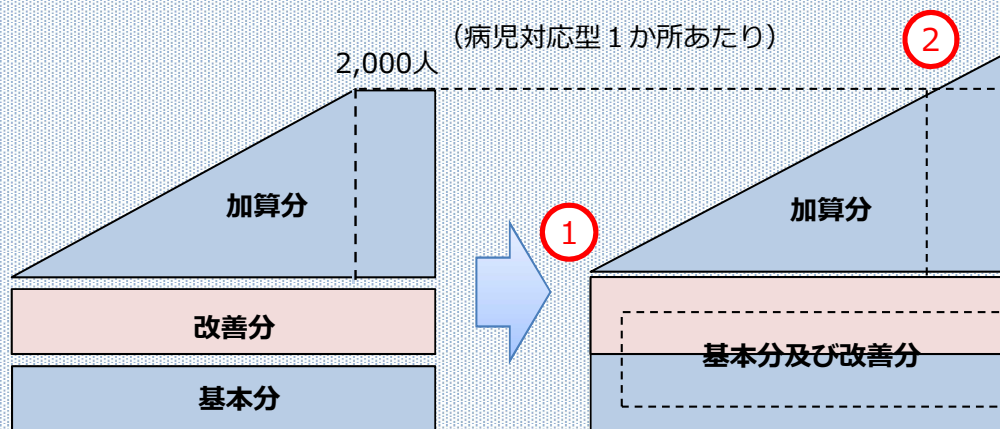
### (3) 非施設型（訪問型）

地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の自宅へ訪問し、一時的に保育する事業。

### (4) 送迎対応

(1) 及び (2) において、保育所等において保育中に体調不良となった児童を送迎し、病院・保育所等に付設された専用スペース等で一時的に保育することを可能とする。

## 2. 30年度拡充事項



### ① 基本分と改善分の基準額の一歩化

利用児童が少ない日等において、感染症流行状況等の情報提供や巡回支援を実施する場合に加算される改善分について、基本分と補助単価（基準額）の一歩化を図る。

### ② 加算分補助基準額の上限の見直し

病児対応型及び病後児対応型の加算分補助単価については、現行年間利用児童数2,000人を上限と設定しているが、2,000人を超える場合についても利用児童数に応じた補助単価を設定する。

# 「子育て安心プラン」

【平成29年6月2日公表】

## 【待機児童を解消】

東京都をはじめ意欲的な自治体を支援するため、**待機児童解消に必要な受け皿約22万人分の予算を平成30年度から平成31年度末までの2年間で確保**。（遅くとも平成32年度末までの3年間で全国の待機児童を解消）

## 【待機児童ゼロを維持しつつ、5年間で「M字カーブ」を解消】

**「M字カーブ」を解消**するため、平成30年度から平成34年度末までの**5年間で女性就業率80%**に対応できる**約32万人分**の受け皿整備。  
（参考）スウェーデンの女性就業率：82.5%（2016）

